

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ アからコまでに掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 大学院特定施設等 次に掲げる県内の施設等をいう。</p> <p>ア 前号アからサまでに掲げる施設等</p> <p>イ [略]</p> <p>(償還)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p><u>ク</u> <u>介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院</u></p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p><u>シ</u> アからサまでに掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 大学院特定施設等 次に掲げる県内の施設等をいう。</p> <p>ア 前号アから<u>シ</u>までに掲げる施設等</p> <p>イ [略]</p> <p>(償還)</p>
<p>第9条 看護職員養成施設に在学している期間に貸付けを受けた修学資金（以下「養成施設修学資金」という。）は、借受者に次の各号のいずれかに</p>	<p>第9条 看護職員養成施設に在学している期間に貸付けを受けた修学資金（以下「養成施設修学資金」という。）は、借受者に次の各号のいずれかに</p>

該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下同じ。）に相当する期間（第11条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、知事の定めるところにより、償還しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 看護職員としての免許を取得した後直ちに特定施設等（県内の医療機関又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した経験のない者）にあっては、訪問看護事業所を除く。以下同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。

(4) [略]

2 大学院修士課程に在学している期間に貸付けを受けた修学資金（以下「大学院修学資金」という。）は、借受者に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間（第11条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間の5倍に相当する期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、知事の定めるところにより、償還しなければならない。

(1) [略]

(2) 大学院修士課程修了後1年を経過するまでに大学院特定施設等（医療機関又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した経験のない者）にあっては、訪問看護事業所を除く。以下同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。

3～5 [略]

該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下同じ。）に相当する期間（第11条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、知事の定めるところにより、償還しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 看護職員としての免許を取得した後直ちに特定施設等（県内の医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院において3年以上看護職員の業務に従事した経験のない者）にあっては、訪問看護事業所を除く。以下同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。

(4) [略]

2 大学院修士課程に在学している期間に貸付けを受けた修学資金（以下「大学院修学資金」という。）は、借受者に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の5倍に相当する期間（第11条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間の5倍に相当する期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、知事の定めるところにより、償還しなければならない。

(1) [略]

(2) 大学院修士課程修了後1年を経過するまでに大学院特定施設等（医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院において3年以上看護職員の業務に従事した経験のない者）にあっては、訪問看護事業所を除く。以下同じ。）において看護職員の業務に従事しなかったとき。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。